

令和7年長浜市農業委員会1月定例総会会議録

令和7年1月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月分庁舎、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（35人）

会長

25番 將亦 富士夫

会長職務代理者

30番 池田 美由紀

委員

1番 稲田 司	2番 尚永 稔
3番 谷口 義信	4番 幸田 重徳
5番 脇坂 良平	6番 中川 半弥
7番 多賀 君子	8番 石橋 萬次郎
9番 阿辻 康博	10番 大塚 高司
11番 宮澤 幸次	12番 中川 亜希
13番 北川 富美子	14番 山口 衛
15番 清水 多枝子	16番 林 甚一郎
17番 片山 博之	19番 宮元 孫善
20番 吉川 尚宏	21番 森 勘十
22番 中川 哲博	24番 田中 義人
26番 大谷 正人	27番 伊藤 泰子
28番 多賀 正和	29番 廣部 重嗣
31番 間所 秀夫	32番 角田 功
33番 橋本 治太郎	34番 小林 治一良
35番 筒井 伸彦	36番 服部 昇司
37番 山内 祥子	

2. 会議に欠席した委員

18番 下司 治一	23番 弓削 美穂
-----------	-----------

3. 会議に出席した職員

局長	宮川 芳一	次長	宮本 安信	参事	隼瀬 大典
副参事	中北 吉紀	副参事	近藤 英昭	主査	林 清次

4. 議案等

報 告	農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
報 告	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
議案第30号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第31号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第32号	農用地利用集積計画（案）について
議案第33号	農用地利用集積等促進計画（案）について
議案第34号	土地改良事業参加資格交替承認について
議案第35号	長浜市農業振興地域整備計画の改定（全体見直し）について

5. 議事録署名委員

21番	森 勘十	22番	中川 哲博
-----	------	-----	-------

午後1時30分開会

（事務局）

それでは、ご案内の時間がまいりましたので、長浜市農業委員会の1月の定例総会を開催させていただきます。

〈あいさつ〉

定例総会につきましては、委員総数37名のうち35名と過半数以上の委員にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまず会議の成立をご報告させていただきます。

次に事務局より報告と本日の会議次第についてご説明申し上げます。

まず、報告でございますが、12月19日に滋賀県農業会議常設審議委員会が大津市の農業教育情報センターにおいて開催されましたので、会長にご出席をいただいております。なお、今回は本市からの諮問案件はなかったため、事務局は出席をいたしておりません。

また、12月17日から18日にかけては、事業企画運営委員会で県外研修を計画いただきまして、姫路市夢前町の有限会社夢前夢工房をご視察いただきました。会長をはじめ21人の委員さんにご参加をいただき、事務局が3人随行させていただきました。

また、12月25日には、農政懇談会を高田町のさざなみタウンにおいて開催いたしまして、会長をはじめ28人の委員の皆さんにご参加をいただきました。市当局から9月27日に市長宛に提出させていただきました意見書に対する回答がありまして、意見交換の方をしていただきました。

報告は以上でございます。

続きまして、審議事項につきましては、今月、3条申請が6件、5条申請が7件、農用地利用集積計画の決定、農用地利用集積等促進計画の決定、土地改良事業参加資格交替承認、長浜市農業振興地域整備計画の改定（全体見直し）です。そのほか、各種届出等の報告がございます。なお、今月につきましては4条申請がございませんでした。

また、今月の審議事項のうち、農地転用にかかる案件につきましては、去る1月6日に、当番委員であります、11番の宮澤委員、12番の中川亜紀委員に現地調査をしていただきました。後ほど、ご説明いただきますので、よろしくお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出いたしております。

各議案につきましては、事務局からご説明いたしますが、個人情報にあたる部分は除いて説明いたしますので、ご了解をお願いいたします。また、質問等でご発言いただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、発言をお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。

この後の議事進行につきましては、長浜市農業委員会総会会議規則第7条によりまして、会長が会議の議長となって進めていただきます。

会長、よろしくお願いいたします。

（会長）

〈あいさつ〉

本日の欠席通告は、18番 下司治一委員、23番 弓削美穂委員から欠席通知を受けております。

議事録署名人を議長として指名をさせていただきます。本日の議事録署名委員は長浜市農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定によりまして、会長において、21番 森勘十委員、22番 中川哲弘委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは会議に入ります。

まず報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について。

議案書3ページの方をご覧くださいと思います。

令和7年1月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

農地法第3条の3の権利取得によります届出につきましては、12月中に届出がありました11件、合計28,921.61㎡の農地の権利移動つきまして、全て相続によります所有権移転の届出がありましたので、受理をし、受理書を交付しております。

農地法の3条の届出につきましては、報告は以上でございます。

(事務局)

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和7年1月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は2件の届出がありました。

議案書の方は7ページでございます。

届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。

内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第7条により専決処分の上、受理通知書を発行しておりますので、報告いたします。

番号1、土地の表示、八幡東町地先、畑1筆16㎡を駐車場として利用したい旨の届出がありました。位置図についてはタブレットの1ページの地図をご覧ください。

届出地は集落の真ん中に位置します。周囲の状況は、西・北は宅地、東・南は道路です。

番号2、土地の表示、祇園町地先、田1筆207㎡を駐車場として利用する旨の届出がありました。位置図についてはタブレットの2ページの地図をご覧ください。

届出地は祇園町の集落の東部に位置します。周囲の状況は、西は道路、東、南は宅地、北は水路です。

以上、4条届出にかかる報告を終わります。

(事務局)

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、令和7年1月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は13件の届出がありました。

議案書は8ページです。

届出地は、所有権の権利移動が伴い、都市計画法に規定されている市街化区域内の農

地転用で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。

内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第7条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。

番号1・2・3につきましては、譲受人が同じで隣接した関連案件です。

番号1、土地の表示、八幡中山町地先、田747㎡、畑171㎡、合計918㎡を売買により、駐車場に転用したい旨の届出がありました。

位置図については、タブレットの3ページの地図をご覧ください。

届出地は集落の東に位置しております。周囲の状況は、東は里道、南・西は水路、北は転用届出地番号3です。

番号2、土地の表示、八幡中山町地先、畑2筆26㎡を売買により駐車場にするために転用したい旨の届出がありました。

位置図については、タブレットの4ページの地図をご覧ください。

届出地は集落の東に位置します。周囲の状況は、東は里道、南・西は転用届出地番号3、北は雑種地です。

番号3、土地の表示、八幡中山町地先、田2筆1,616㎡、畑2筆68㎡、合計1,684㎡を売買により駐車場にするために転用したい旨の届出がありました。位置図についてはタブレットの5ページの地図をご覧ください。

届出地は集落の東に位置します。周囲の状況は、東は里道と転用届出地番号2、南は転用届出地番号1、西は水路、北は雑種地です。

番号4、土地の表示、千草町地先、田1筆198㎡を贈与により倉庫・資材置場にするために転用したい旨の届出がありました。

位置図については、タブレットの6ページの地図をご覧ください。

届出地は集落の北側に位置します。周囲の状況は、東は宅地、南は雑種地、北・西は水路です。

番号5、土地の表示、室町地先、畑3筆399㎡を売買により駐車場にするために転用したい旨の届出がありました。

位置図については、タブレットの7ページの地図をご覧ください。

届出地は集落の真ん中に位置します。周囲の状況は、東・西は宅地、南は道路、北は水路です。

届出地は、室町土地区画整理事業の事業区域内の農地で、現在仮換地中でございます。このため地番が仮地番となっている状況でございます。

番号6、土地の表示、神照町地先、田1筆712㎡、畑1筆33㎡、合計745㎡を使用貸借により資材置場にするために転用したい旨の届出がありました。

位置図については、タブレットの8ページの地図をご覧ください。

届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東・北は農地、西は水路、南は道路です。

番号7、土地の表示、加納町地先、田3筆668㎡を売買により駐車場にするために転用したい旨の届出がありました。

位置図については、タブレットの9ページの地図をご覧ください。

届出地は集落の真ん中に位置します。周囲の状況は、東・北は宅地、西・南は道路でございます。

番号8、土地の表示、加納町地先、田2筆311㎡を贈与により駐車場にするため転用したい旨の届出がありました。

位置図については、タブレットの10ページの地図をご覧ください。

届出地は集落の真ん中に位置します。周囲の状況は、東・南は道路、西は宅地、北は所有農地です。

番号9、土地の表示、八幡東町地先、田1筆198㎡、を売買により駐車場にするために転用したい旨の届出がありました。

位置図については、タブレットの11ページの地図をご覧ください。

届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は水路、西・南は宅地、北は道路です。

番号10、土地の表示、八幡東町地先、田2筆390㎡を贈与により住宅敷地にするために転用したい旨の届出がありました。

位置図については、タブレットの12ページの地図をご覧ください。

届出地は集落の真ん中に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、北は宅地・農地、南は農地です。

番号11、土地の表示、神照町地先、田3筆727㎡を売買により店舗用地にするために転用したい旨の届出がありました。

位置図については、タブレットの13ページの地図をご覧ください。

届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東・西・南は宅地、北は道路です。

番号12、土地の表示、室町地先、田1筆348㎡を売買により事務所兼駐車場にするために転用したい旨の届出がありました。

位置図についてはタブレットの14ページの地図をご覧ください。

届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は所有農地、西は道路、南は宅地、北は水路です。

番号13、土地の表示、室町地先、田4筆1,169㎡を売買により事務所兼駐車にするために転用したい旨の届出がありました。

位置図については、タブレットの15ページの地図をご覧ください。

届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は所有農地、西は道路、南は宅地、北は水路です。

以上、5条届出にかかる報告を終わります。

(事務局)

続きまして、報告させていただきます。

議案書11ページから13ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借・使用貸借の解約の通知について、令和7年1月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

通常、農地の賃貸借等を解約する場合には、原則、農業委員会の許可が必要となりますが、書面による合意解約の場合には、許可不要と定められており、解約した旨を農業委員会に通知することが義務付けられています。この規定に基づき、1月分として、農地法第18条の規定により農地の賃貸借契約を解約した旨の通知があった案件について報告します。

今月は、農業委員会宛てに計29筆の解約の通知がありました。内訳は、田29筆、47,750㎡の解約です。

番号1～番号2は、相対による解約で、耕作目的の解約です。

番号3～番号7は、農地中間管理事業による解約で、番号3～番号5は耕作目的のための解約で、番号6と番号7は、耕作者自らが農地を所有するための解約です。

番号8は、相対による解約で、転用目的の解約です。

番号9～番号24は、相対による解約で、耕作者死亡による解約で、現在、新たな耕作者が引き受けるために調整中です。

番号25～番号28は、相対による解約で、耕作者自らが農地を所有するための解約です。

番号29は、相対による解約で、耕作目的の解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借・使用貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただいま報告のありました4件について、ご質問がありましたら、承りたいと思います。ございませんか。

ないようでしたら、議案審議の方に移りたいと思います。

まず、議案第30号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第30号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和7年1月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、説明をさせていただきます。

今月は、3条申請が6件ございました。

農地法施行規則に定める必要な記載事項、及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。

それでは説明をさせていただきます。

議案書は14ページです。

まず、申請番号1、番号2、番号3ですが、理由等は同じで、いずれも譲渡人は議案書記載の相続財産清算人で、それぞれの譲受人と売買により話がまとまり申請されたものです。

また、いずれも譲受人は基盤強化法による利用権設定により申請地を耕作されている方となっています。

申請番号1、土地の表示、加田町地先の田1筆2,193㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地は稲刈り後の状況でした。

申請番号2、土地の表示、加田町地先の田1筆2,076㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地は耕起がされていました。なお、担当区域の委員は、21番の森委員ですが、本件の譲受人でもありますことから、別の委員にお願いして、現地確認等をしていただいておりますことをご報告いたします。

申請番号3、土地の表示、加田町地先の田1筆957㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の田で、現地は稲刈り後の状況でした。

申請番号4、土地の表示、高月町東物部地先の畑1筆119㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の畑で、現地は野菜の作付けがされていました。譲受人は申請地を借りて耕作をされていましたが、今般、譲渡人と売買で話がまとまり申請されたものです。

申請番号5、こちらは、1件の申請で、申請地が3筆あります。土地の表示、相撲町地先の田3筆6,516㎡を売買にて権利を取得されるものです。これらはいずれも青地の田で、現地はいずれも稲刈り後の状況でした。譲渡人は申請地を管理することができないことから、譲受人に管理をお願いされていましたが、今般、売買で話がまとまり申請されたものです。

なお、1757番1、この土地は分筆されており、分筆後のもう一方の土地である1757番5、写真では手前のアスファルトがある部分は別途5条申請をされています。また、1757番5にはコイン精米機が設置されています。

この件は、令和6年2月21日開催の事前審査委員会に諮っており、結果、分筆して、田の部分である1757番1は3条該当、またコイン精米機の部分である1757番5は5条該当との意見を頂戴し、申請人において分筆し、それぞれ申請されているものです。

申請番号6、土地の表示、七条町地先の畑1筆168㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地はビニールシートがありますが、耕作再開が可能な状況です。譲渡人は管理することができないため、同じ集落で申請地近くに居住している耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

以上、番号1から6につきましては、議案書の最後の方にあります長浜市農業委員会定例総会資料のページ番号1、許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得等をする農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯

労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から問題はなく、議案書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第30号について、事務局からの説明を終わらせていただきます。
会長よろしく申し上げます。

(会長)

はい。ただいま説明のありました、議案第30号について、ご意見等があれば承りたいと思います。

何かございませんか。

(会長)

ないようでしたら、採決に移ります。

参与制限対象委員は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。21番 森勘十委員が該当します。それ以外でお気付きの方があれば申し出をいただきたいと思います。対象委員は、自席で採決に加わらないこととします。

それでは、議案第30号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい。ありがとうございます。

賛成多数でありますので、申請通り許可することといたします。

次に、議案第31号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第31号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和7年1月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

議案第31号につきましては、今月の締切りまでに7件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほどご説明いたします。

備考欄に※印が記載されているものは、転用許可を受けずに農地が造成されている案件、顛末案件です。この顛末案件は、長らく農地以外として使用されてきた経緯があり、原状回復を求めることなく、顛末書の提出をもって許可手続きを進めるものです。

なお、案件については、去る令和6年12月23日に、農地等調査委員会の池田委員長をはじめ、15番 清水多枝子委員と16番 林甚一郎委員と協議をし、総会に提出しております。

現地調査につきましては、令和7年1月6日に11番 宮澤幸次委員、12番 中川亜希委員にお

願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくをお願いします。

申請番号1、小堀町地先の案件です。タブレットの16ページの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。市役所の分室である、ながはまウェルセンターから300m以内の区域であることから、第3種農地と判断しており、原則、転用許可ができるため、許可相当と判断しています。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの17ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、バーベキューサイトと付帯駐車場として使用する計画となっております。

本案件の詳細につきましては、宮澤委員よりご報告いただきます。

(11番 宮澤委員)

番号1について報告します。18ページの航空写真をご覧ください。

番号1は、土地の表示、小堀町地先、田3筆2,964㎡、契約内容は売買で、転用目的をバーベキューサイト・付帯駐車場とした申請です。

周囲の状況は、東は水路、西は道路、南は農地、北は農地です。

19・20ページの写真をご覧ください。

バーベキューサイトと付帯駐車場の整備を計画され、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理される計画となっており、隣接農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、西浅井町大浦地先の案件です。タブレットの21ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連担した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの22ページの土地利用計画図をご覧ください。申請人から提出のあった計画図によりますと、太陽光発電施設として使用する計画となっております。

本案件の詳細につきましては、中川委員よりご報告いただきます。

(12番 中川委員)

番号2について報告します。23ページの航空写真をご覧ください。

番号2は、土地の表示、西浅井町大浦地先、田4筆997㎡、契約内容は売買で、転用目的を太陽光発電施設とした申請です。

周囲の状況は、東は雑種地、西は水路、南は道路、北は道路です。

24ページの写真をご覧ください。

休耕地となっていた圃場を利活用するために太陽光発電施設を計画され、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理される予定で、隣接農地のないことから、被害もないと判断できることから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3・八木浜町地先の案件です。タブレットの25ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。

続きまして、タブレットの26ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、一般住宅及びドッグランとして使用する計画となっております。

本案件の詳細につきましては、宮澤委員よりご報告いただきます。

(11番 宮澤委員)

番号3について報告します。27ページの航空写真をご覧ください。

番号3は、土地の表示、八木浜町地先、畑898㎡、契約内容は売買で、転用目的を一般住宅・ドッグランとした申請です。

周囲の状況は、東は農地、西、南は道路、北は農道です。

28ページの写真をご覧ください。

一般住宅とドッグランの整備を計画され、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地南西部に新設する集水桝を通じて、西側道路側溝に排出される計画となっており、隣接農地に被害もないと判断できることから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、高月町西阿閉地先の案件です。タブレットの29ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの30ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、物置・庭として使用する内容となっております。

本案件の詳細につきましては、中川委員よりご報告いただきます。

(12番 中川委員)

番号4について報告します。31ページの航空写真をご覧ください。

番号4は、土地の表示、高月町西阿閉地先、畑56㎡、契約内容は売買で、転用目的を物置・庭敷地とした申請です。

周囲の状況は、東は雑種地、西、南、北は農地です。

32ページの写真をご覧ください。

現地は、すでに造成されています。これは、20年ほど前に譲受人が自身の親戚である譲渡人から借り受けて、物置と庭を整備し現在に至っております。このたび、所有権を譲受人に変更することになり、申請されたものです。なお、農地法の手続きを行わずに造成したことに對し、顛末書の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地南側の側溝を通じて排出されており、隣接農地に被害もないと判断できることから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、相撲町地先の案件です。タブレットの33ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の北側に位置します。申請地は農振農用地であり、原則、転用はできませんが、農業用施設の建築なら例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの34ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、コイン精米所敷地として使用する内容となっております。

本案件の詳細につきましては、宮澤委員よりご報告いただきます。

(11番 宮澤委員)

番号5について報告します。35ページの航空写真をご覧ください。

番号5は、土地の表示、相撲町地先、田173㎡、契約内容は売買で、転用目的をコイン精米所敷地とした申請です。

周囲の状況は、東、南は道路、西は宅地、北は農地です。

36ページの写真をご覧ください。

現地は、すでに造成されています。これは、約20年前に譲受人が申請地及び周辺農地を借り受けて、営農を行うとともに、取れた米の購入者が精米できる場所としてコイン精米所を設置されたものです。なお、農地法の手続きを行わずに造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地南側の道路側溝に排出されており、隣接農地への被害もないと判断できることから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、川道町地先の案件です。

タブレットの37ページの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。

一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの38ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、車庫として使用する内容となっております。

本案件の詳細につきましては、中川委員よりご報告いただきます。

(12番 中川委員)

番号6について報告します。39ページの航空写真をご覧ください。

番号6は、土地の表示、川道町地先、畑68㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を車庫敷地とした申請です。周囲の状況は、東は水路、西、北は農地、南は道路です。

40ページの写真をご覧ください。

現地は、すでに造成されています。これは、30年ほど前に借受人が自身の自宅を建築した際、親戚である譲渡人から土地を借り受けて車庫を整備し、現在に至っております。

現在、譲受人が財産の整理を行っており、転用手続きができていなかったことが判明したため、申請されたものです。なお、農地法の手続きを行わずに造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地東側の水路に排出されており、隣接農地に被害もないと判断できることから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、七条町地先の案件です。タブレットの41ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の西側に位置します。

一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの42ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、資材置場として使用する計画となっております。

本案件の詳細につきましては、宮澤委員よりご報告いただきます。

(11番 宮澤委員)

番号7について報告します。43ページの航空写真をご覧ください。

番号7は、土地の表示、七条町地先、畑158㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は農地、南、北は里道です。

44ページの写真をご覧ください。

自宅横の敷地を、個人経営している土木建設業にかかる資材置場とすることを計画し、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理される計画となっており、また、申請敷地の土を除去して自宅敷地と同じ高さに整備するため、隣接農地の高さが申請地より高くなり、隣接農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

説明は以上です。会長、よろしくをお願いします。

(会長)

ただいま説明がありました、議案第31号につきまして、ご質問、ご意見等がありましたら承りたいと思います。

はい。中川委員。

(6番 中川委員)

申請番号1番の小堀町の転用ですが、転用申請地の間に田んぼが残りますが、問題はないのですか。

(会長)

はい、事務局お願いします。

(事務局)

間に残る田んぼにつきましては、引き続き農地として使用すると説明を受けております。

今回の申請地は、二つ分に分かれているところですが、所有者としては1人です。特にこちらの北の敷地と、今回の挟まれる形になった土地の部分は、現状、1枚の田になっているということが、現地の写真を見ていただいてもわかる場所ですが、耕作者は同じ方で、今回、所有者との話の中で、ここを転用されることについては、耕作者自身は了解のもとで、残っている農地については、耕作を引き続き行うということです。

水については、敷地の東側から入って、西側に排出するという形になっておりますので、給水とか排水とかの部分については、対応できます。雨等が降った場合、隣接の田んぼの流入にならないようにということにつきましては、畦畔ブロックを設置するか、波板等を設置して、基本は自然浸透で処理されますが、隣の農地に水が入らないように、場合によっては素掘りの水路等を設置するなどして、影響が出ないようにしていきたいということと説明を受けていますし、所有者等にもこの申請を出される際に、事前説明をして了解を得ているということを伺っています。

説明は以上です。

(会長)

はい。4番 幸田委員。

(4番 幸田委員)

申請番号2番の西浅井町大浦地先の土地ですけれども、この図面を見てみると、平面図の形と写真の申請地の形が違うようにも思うのですけれども、よろしいのでしょうか。

確認お願いいたします。

(事務局)

申請農地につきましては、航空写真をご覧いただいているように、若干敷地南側の方が、L字になっているように現況はなっています。この、レイアウト図を参考にされたのが地番図等のデータみたいでして、現況と地番図が若干違っているという部分でございます。現況は、敷地の写真でいうと下側、南側のところが、L字になっているような形になっているところで、地番図が現況と合っていない部分ですが、実際は現況に合わせた形で整備されて、波板も設置されると伺っています。

(会長)

よろしいですか。

(4番 幸田委員)

はい。

(会長)

他にございませんか。

(会長)

ないようでしたら採決に移ります。

議案第31号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成全員でありますので、申請通りに許可することといたします。

次に、議案第32号、農用地利用集積計画（案）について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第32号、農用地利用集積計画（案）について、このことについて農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和7年1月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。議案書の19ページ、農用地利用集積計画集計をご覧ください。

今月は、相対による利用権の設定の案件と、所有権の移転の案件でございます。

相対による利用権の設定は、貸手7人に対して借り手が2人で、筆数は12筆、25,172㎡の面積を利用権設定される計画です。

所有権の移転は、所有者5人に対して取得者3人で、筆数は11筆、9,575㎡の面積を所有権移転される計画です。

それでは、議案書の20ページをご覧ください。

こちらは利用権の設定で、記載されている土地について、賃貸借により利用権を設定される計画です。

続きまして、所有権移転は、次の21ページをご覧ください。

記載されている土地について、売買又は贈与により所有権を移転される計画です。

番号10と11の土地について補足で説明をさせていただきます。

譲渡人は長浜市長となっておりますが、これは旧町時代に事業用地や代替地として取得されていたものです。農地法上、市や土地開発公社が目的なく農地を保有することは認められていないわけですが、旧町時代に事業用地や代替地として取得され、現在も農地として管理、貸付している実態があることから、令和3年に長浜市公有財産利活用推進本部会議において、市又は土地開発公社が保有する農地の適正化に向けた基本方針により、是正に向けた対処方針を決定され、早期の適正化を図られています。

この対処方針には、現借り受け者への優先売却を基本として、現借り受け者、本件では議案書記載の譲受人となりますが、この譲受人の同意が得られた場合は、農業経営基盤強化促進法により、農用地利用集積計画を作成し、所有権移転手続きを進めるとされています。

今回の番号10と11については、当該対処方針に基づき、所有権移転をされる計画となっているものです。

以上、譲受人は農業振興課による審査を経ており、農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家でございます。

以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。会長よろしく申し上げます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

ただいま説明のありました、議案第32号について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。ございませんか。

私から質問させていただきます。

最後の10.11で長浜市所有地の田んぼですけども、前の任期の時にも、このような案件が上程されていまして。今もなおどれぐらいあるのか調べてください。と言ったような覚えがありますが、その整理は出来ているのですか。

(事務局)

はい。前任から確認をしております。将亦会長からそのようなご質問があったということで、当時の委員様に、残りの筆数や土地開発基金といったものを、関係課から徴して書類をお渡していると確認をしています。

(会長)

できれば、速やかにこういう手続きをとって、早く所有権を市から耕作者なり農業者に移転されるように、担当部局に意見を伝えていただきたいと思います。

(事務局)

はい。承知いたしました。

(会長)

他にございませんか。ないようでしたら、採決に移ります。

議案第32号、農用地利用集積計画（案）について、農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい。ありがとうございます。

賛成全員でありますので、農業委員会として決定し、答申をいたします。

次に、議案第33号、農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第33号、農用地利用集積等促進計画（案）について、このことについて農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により承認することについて意見を求めます。

令和7年1月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

この手続きは、以前ご説明させていただきましたとおり、農地中間管理機構が間に入っているもので、県が公告を行うものでございます。なお、受付は市の農業振興課が行っております。

それでは、説明させていただきます。

今回の案件は3パターンあります。2パターンは利用権で、残る1パターンは所有権移転となっております。農用地利用集積等促進計画説明資料の①をご覧ください。

まずは、新規の中間管理権の設定の案件でございます。

農地の貸手と借手で事前に調整を行い、貸手が農地中間管理機構に農地を預け、中間管理機構が借り手に農地を貸すものでございます。

以前もご説明させていただきましたが、議案書自体には中間管理機構の記載は出てきません。この説明資料で円弧となっている部分、貸手と借手のみ記載がありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

それでは、議案書の24ページをご覧ください。

番号1から番号44まで、今ほど説明させていただきました新規の中間管理権の設定の案件となります。これら44筆、合計で92,006㎡を賃貸借により利用権設定をされる計画でございます。

続きまして、2パターン目です。農用地利用集積等促進計画説明資料の②をご覧ください。

これは、貸手は、そのままで、借手のみを変更されるものでございます。

議案書には、この説明資料で円弧となっている部分、中間管理機構と借手のみ記載がありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

それでは、議案書の28ページをご覧ください。

番号45から番号112まで借り手の変更の案件となります。これら、68筆、合計133,140㎡について、借手の変更による利用権設定をされる計画でございます。なお、それぞれ契約年数の違いがありますが、先ほど申し上げましたとおり、貸手に変わりはなく、最初の契約年数が継続となっているため、それぞれ年数が異なるものでございます。

最後に3パターン目です。

農用地利用集積等促進計画説明資料の③をご覧ください。

これは、農地中間管理機構を間に挟み所有権移転をされるものです。所有者が、農地中間管理機構に所有権を移し、農地中間管理機構が買い手、耕作者に所有権を移すものです。

この手続きは、一定の手数料を農地中間管理機構に支払うことで、買い手への所有権移転登記までを農地中間管理機構においてなされるものです。なお、この手続きは令和6年4月から始まったもので、今回初めて農業振興課で受付されています。また、議案書には、この説明資料で円弧となっている部分、所有者である譲渡人と、買い手である譲受人のみ記載がありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

それでは、議案書の34ページをご覧ください。

番号1から番号3まで先ほどの手続きにより所有権移転をされるもので、これら3筆、合計5,028㎡について、所有権移転をされる計画でございます。

本案件の説明は以上です。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

はい。ありがとうございました。

ただいま説明のありました、議案第33号について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。ございませんか。

(会長)

ないようでしたら採決に移ります。

参与制限対象委員は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。5番 脇坂良平委員、13番 北川富美子委員、22番 中川哲博委員、28番 多賀正和委員が該当します。それ以外でお気付きの方があれば申し出をいただきたいと思います。

対象委員は、自席で採決に加わらないこととします。

それでは、議案第33号、農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成多数でありますので、農業委員会として決定し、答申をいたします。

次に、議案第34号、土地改良事業参加資格交替承認について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案書35ページから82ページをご覧ください。

議案第34号、土地改良事業参加資格交替承認について、このことについて、土地改良法第3条の規定に基づく承認について意見を求めます。

令和7年1月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

総会資料の末尾にあります定例総会資料の3ページをご覧ください。

土地改良法では、利用権設定がなされた農地の耕作者が土地改良区の組合員となっておりますが、旧来から、土地所有者を組合員として運営されている土地改良区では、耕作者と所有者が合意の下で、参加資格交替申出書を取りまとめて、参加資格者を耕作者から土地所有者に交替し、法律との整合性を図られています。ただ、交替手続きを行う際に、土地改良法において、農業委員会の承認を求めることが義務付けられており、交替申出案件があれば、その承認依頼を受けています。

今回の資格交替申出者は、土地改良事業参加資格交替者一覧のとおりです。

一覧表にございますように、今回、湖北土地改良区から申し出がありました番号1から番号11の11件、及び長浜南部土地改良区からの申し出がありました番号1から番号998の998件につきましては、いずれも農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借・使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意のうえで土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今説明のありました、議案第34号について、ご意見、ご質問等がありましたらよろしく申し上げます。

ございませんか。

(会長)

ないようでしたら、採決に移ります。

参与制限対象委員は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。6番 中川半弥委員、12番 中川亜紀委員、21番 森勘十委員が該当します。それ以外でないと思いますけれども、ありましたらお申し出をいただきたいと思います。

対象委員は、自席で採決に加わらないことといたします。

議案第34号、土地改良事業参加資格交替承認について、これを承認することを農業委員

会の意見として、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成多数でありますので、これを承認することとし、申出人に通知することといたします。

次に、議案第35号、長浜市農業振興地域整備計画の改定、全体見直しについて説明をお願いいたします。

(事務局)

議案書の83ページでございます。

議案第35号、農業振興地域整備計画の改定（全体見直し）について、このことについて、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により意見を求めます。

令和7年1月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に説明していただきます。よろしくお願いします。

(農業振興課)

農業振興課の八木と、細川でございます。

当課といたしましては、議案第35号、長浜市農業振興地域整備計画の改定（全体見直し）について、ご審議賜りたくよろしくお願い申し上げます。

本件につきましては、昨年11月の総会にて改定作業の経過及び概略について説明をして、法律の規定に則り計画案に対する意見等を紹介させていただき旨依頼させていただきました。

そして、昨年12月には、農業施策推進委員会に出席させていただき、計画素案の詳細についてご説明を申しあげ、委員の皆様には計画書の中身や青地から除外する場所等をご確認いただいたところでございます。本日は、概要等を簡潔に説明させていただきますので、お手元のタブレットにて適宜データをご参照いただきたく、よろしくお願いいたします。

まず、計画書についてですが、基礎調査として、各種統計データの更新作業や集落アンケートの集計等を行った上で、素案作りを進めてまいりました。計画書は法律で定められた、8つの計画で構成しております。データの計画書の案の冒頭にございます目次をご覧くださいと思います。

一部ではございますが、内容について簡単にご説明いたします。

第1、農用地利用計画というものがございます。これは農業振興地域の基盤となるべき農地等の確保、土地利用の計画化を狙いとしまして、農用地として将来にわたり利用推進すべき土地の区域、これは農用地区域、いわゆる青地のことを指しますが、この農用地区域を設定して、その区域内の土地について、農業上の用途区分を定める計画でございます。

基本的に、農用地区域に含める土地としましては、10ha以上が連担する集団的農地であったり、土地改良事業の施行区域を指定します。

第2、農業生産基盤の整備開発計画というものがございます。こちらについては、用排水路の改良であったり、区画整理、農道整備など土地基盤整備の開発を行うための計画をまとめております。

第3、農用地等の保全計画というものがございます。こちらにつきましては、農地の保全のための農業生産基盤整備開発や農用地等としての機能低下を防止するための計画などを定めております。

第4、農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画。

第5、農業近代化施設の整備計画。

第6、農業を担うべき者の育成、確保施設の整備計画。

第7、農業従事者の安定的な就業の促進計画。

第8、生活環境施設の整備計画。

といった8つの構成からなる計画でございます。

続きまして、土地利用計画図、図面の方ですけれども、土地利用計画図についての説明を簡単にさせていただきます。

現在の農用地区域の設定を変更する土地の予定としましては、田んぼ、畑、農地の集積地でございますが、除外する土地につきましては、筆数は760筆、面積は約34haを予定しております。図面上では、赤く明示している場所でございます。

変更する動機付けとなりました理由としましては、まず1つ目に、地元要望でございます。平場のエリアの主なポイントとしましては、4点ほどご説明させていただきます。

まず、神田の産業団地、加田町地先で約19ha、相撲町の畑寄せ地が約2.4haの除外を予定している場所でございます。落合町の堤外民地、姉川と高時川の合流地点のところにある畑地のことでございます。新庄中町の孤立農地についても除外を検討しているところでございます。

2つ目の理由としまして、主に中山間地、浅井、余呉、西浅井に多くございますが、こちらにおける、山林・原野化している土地、農地としての再生や今後の農業投資が見込めないような土地についても、除外を検討しているところでございます。そのほか、基本的に10haを超す一団の農地は、青字に含めることとなりますが、大きな道路や河川、山などで分断され、農地の集団性が小規模な場所については、現況を確認した上で、除外を予定する場所もあります。

3つ目の理由としまして、非農用地設定の土地でございます。特に、木之本町千田や、高月町唐川、高月町井口のエリアを整理しまして、設定された土地を確認した上で、図面に反映しております。

続きまして、白地農地から青地農地への編入につきましては、地図上では青色で示して

いるところでございますが、現段階で23筆、約1haを予定しておるところでございます。現在は白地農地でございますが、営農が継続されており、今後も耕作者が確保できると見込まれる農地であったり、国の交付金事業、具体的には、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業であったり、中山間地域等直接支払制度の受益地に該当する農地については、この見直しの機会において、編入すべきところについては、青く示しているところでございます。

そのほか、指定済みの用途区分を変更する土地としましては、12筆程ございまして、こちらについては、農用地区域においては、法律上用途を指定する必要がございますので、過去に、農業用倉庫を建てられている場所が正しく図面上区分が変わってないところが散見されておりましたので、この機会に整理をいたしまして、現況、実態に合わせて変更を予定するものでございます。

当課といたしましては、優良農地の確保、農用地の保全に取り組むことで、農業振興を図っていく立場であることは重々認識しておりますが、本市の政策的な方針であったり、経済の活性化、住民主体のまちづくり、農村の振興などに考慮した土地利用計画を踏まえた中で、このたびの案を作成したところでございます。

現在、農業委員会様の他に、市民や県、土地改良区、J A、森林組合に対して意見等を伺っておりまして、今後、各方面から頂戴しましたご意見やご指摘に対して、変更案の修正が生じる可能性がありますので、ご了解願いたいと思います。

説明につきましては、以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

各委員さんには事前に資料をお配りしておりまして、農業施策推進委員会の方から意見の聴取をお願いしたところでございます。

現在までに、意見は出てきているのですか。

(事務局)

12月25日までに意見という事で、皆様方にご依頼をさせていただきましたが、ご意見はございませんでした。

(会長)

はい。わかりました。

紙に印刷するとこのように厚い資料になりますし、タブレットで見ても枚数が多く確認が難しい状況です。地図を見ても、町名等がはっきり分からないところもあると思います。そういうことで、各委員さんから何か意見をとお願いしておりましたが、意見はなかった

というようなことでございます。

農業施策推進委員会では、事前に説明を受けております。

委員会の方では、何かご質問等があったようですけれども、改めてお願いしたいと思っております。

(廣部委員長)

先だって、農業振興課の方から説明を受けました。

それぞれ該当する担当地区の委員がおられますので、担当地区の委員に事前に知ってもらい、身近なところに出てきたところを十分検討して、ご意見があればということでご案内をさせていただいたところでございます。

私は、事前に聞いており、様々な案件があり、中山間地・小さな面積等々、これは農業の青地としての機能をしていないようなところですよ。また、山林化のようなところもあると伺っております。

先程、大きな案件をご紹介いただきました。加田町は、優良農地としての機能を十分果たしているところでございますが、市としての産業との兼ね合いということで、県の工場誘致・企業誘致のために手を挙げたところ、残念ながら長浜は選外となりましたが、引き続き、市としては除外の方向であるということです。我々、農地を守っていく立場の者としてどうなのかというところが見受けられますし、姉川の落合町も大きな区画ですが、これも、堤外民地ということで、水源が引き込めないと聞いております。また、大きな区画として、新庄中町の神照小学校から約100m離れているところも、地元の要望として上がってきていますが、承知しました、ということでいいのかというところもあります。

ここの地図を見てください。土地利用計画図の06です。06の44枚ありまして22ページです。令和6年の資料の中の農地利用促進計画の説明のところですよ。図版でいうと145番のところですよ。

ここは、私の地元なのでよく存じていますが、ここは、おおむね10ha以上ですか。

(農業振興課)

新庄中町は、東側が3haで、道を挟んだ西側が約3.8ha、合計で6.8haぐらいです。

(廣部委員長)

その上は青地で黄色く示されています。ご覧いただいても分かると思います。国道8号線から、北へ約200m上がったところですよ。周辺が南も西も分譲住宅、北は既存の従来の住宅ですよ。今から言えば位置的に、圃場整備をして青地にしたところだと思います。先ほど、白地から青地にされたというところも、1haぐらいあると説明がありました。現在、農業後継者がいない状況で、どういう条件の所か確認はしていませんが、意欲のある農業者で、継続してやっていけるから青地になるということだったと思います。ここについては、今

は意欲があって営農組合法人を立ち上げてやられています、平均年齢が、70歳後半で将来的に継続が難しいですし、位置的に住宅地に360度囲まれています。農薬防除をするにも、近隣の住宅に通知をしてからでないと苦情がくるということも伺っております。そういう観点から、自治会として要望を出されたのだと思います。姉川左岸土地改良区にも意見を求められていると思いますけれども、受益地になります。

優良農地を維持していこうという立場の者が判断するというのが厳しいと感じております。

他のところで、皆さんのお近くで申請が出ているところについて、少なからず1件・2件はあると思います。見直しされるのに対して、どのようにお考えか、お伺いしたいと思っております。

(会長)

廣部委員、ありがとうございました。

廣部委員さんは、担当地区の長浜地区の加田町、新庄中町の意見を言っていただきました。

総論として中山間地域における、後背地等の除外は、自治会からの要望もあるということで、やむを得ないのではないかと考えてありますが、その中で、堤外民地であります落合町の委員さんはどう思われていますか。橋本委員、どうですか。

(33番 橋本委員)

はい、この落合町の場所ですが、話を聞いていますと川道の姉川です。

姉川の河川の改修工事を、近々されるような話を聞いています。除外は、その工事とは関連はしているのですか。

(農業振興課)

例えば他の土地なんかは、県と地元さんとの共有の中で、その土地の売買の関係の話も別口で伺っていました。ここは、大水が出ますと浸かってしまうところで、現時点で将来的にそのようなところを、青地として維持管理していくことが、困難ではないかということを考えての判断をしております。

関連性はないです。

(会長)

地図を表示していただけますか。

(農業振興課)

今と一緒のファイルの中にあります。図版でいうと136番です。

(会長)

皆さん、タブレットの地図が見えましたか。

私から、農業振興課に質問させていただきます。

この、落合町は、地元からの要望ということと堤外民地ということですが、地図でいいますと、右の方から姉川が流れてきていて、左の上の方から高時川が流れてきて、合流するところですね。

(農業振興課)

はい。そうです。

(会長)

そうしますと、この赤で除外しようとするところの南側に、黄色が残るのですか。

(農業振興課)

残ります。

(会長)

なぜ、残るのですか。

(農業振興課)

ひとまず、地元の方が要望されたところを、赤く塗っていますが、総合的な調整で、ここが農地として維持し青地として残せなかったら、除外する区域が広がる可能性があります。今は、地元が要望されている範囲だけを、赤くしている状況です。

(33番 橋本委員)

そこは、難波です。難波地区です。

(会長)

地区が違うの？

(33番 橋本委員)

違います。

(会長)

難波町は、除外しなくて良いと言っているのですか。

(農業振興課)

今は、集落単位で要望をいただいているところを反映しているだけなので、ここも同じような環境にありますので、難波町の方は何もおっしゃっていないので、勝手にはさわれなかったのですが、関係機関のご意見も踏まえながら、地元との調整をいたしますので、ここは区域が替わるかもしれません。

現在、難波町からは、何も聞いていない状況です。

(会長)

ここの現況は、畑でしたね。

(農業振興課)

現場は、畑をされている場所です。

(会長)

今の難波町地先も畑ですか。

(農業振興課)

基本的に荒廃農地といった管理ではなくて、畑作をされているような実態はあります。

(会長)

集落が要望を出さないからいいというのではなく、他の自治会にも声をかけて、一連の一团としての農地を除外する話があるのですがというような話をしないと、行政として水臭いと思うのですがどうでしょうか。

(農業振興課)

確かにおっしゃる通りですので、今後、そういった調整もしながら判断していきたいと思っております。

(会長)

そうすると、橋本委員の質問の河川改良は関係ないということですね。

(農業振興課)

そうです。

今回は、あくまでも農業の振興の見地で、地元の要望も重なっていますが、現時点での案としては、この区域を除外したいということで提示させていただいております。

(会長)

はい。どうぞ。中川委員。

(6番 中川委員)

堤外民地は、所有権はありますか。

(農業振興課)

そうですね、中には民地もありますので、所有されている権利のところもあると思います。逆にいうと、河川の中にもそういった民地もありまして、ここに赤く表示しているところ全てが民地かどうかは、詳しく確認しないといけません。

(6番 中川委員)

堤外民地は、基本は使用権だけでいいのですか。所有権がないのが普通ですよ。そこら辺が、どう影響するのかなと思うのですけど。

(農業振興課)

いずれにしても落合町は、過去にも度々浸水してしまっている現状があります。

実は10年前に見直しをしているときにも、一旦は、除外の検討をしていたような場所で、その後も複数回にわたり浸水被害が出ている場所でもありますので、今回の見直しにおいて、農業の振興を安定して見込めないような場所ということもありましたので、当課としましては、今回、ここを青地から外そうかということを考えておりました。

(会長)

はい、大塚委員。

(10番 大塚委員)

間違っていたら申し訳ないのですが、地図番号が155番の、近交運輸さんの、案件の南側の農地は、まだ農用地区域に入っていますが、ここは除外になるのですか。

(農業振興課)

図面を作成しているタイミングが、ベースにしていた物が、今年度の7月でしたか上半期で、委員のおっしゃっている所は除外が進んでおります。

(10番 大塚委員)

はい、わかりました。

(会長)

それからもう一つ、白地から青地に入れるということについて、廣部委員長の方から、農業振興のために入れるのですが、農業従事者はどうなるのか疑問だと言っていたのですが、どういう状況があるから編入すると考えておられるのですか。

(農業振興課)

農用地として、今後も維持が出来ると見込んでいる場所が編入予定ですが、その裏づけといたしましては、産業観光部の田園整備課がございまして、そこが先ほど申しました国の交付金事業を担当しております。その担当と連携しまして、今なお、保全の活動に取り組んでいただいている、集落ぐるみの保全の取り組みをしていただいている場所で、原因は不明ですが、一体的に農地を利用されておられるにもかかわらず、半分は青字の区域になっていまして、半分は白地になっているような場所が多々ございました。今回の整理、見直しに合わせまして、そういったところは受益地として今後も活動をしていただけることを確認した中で、編入して差し支えないと判断し、青く表示をさせていただき、編入を予定していきたいということを考えている場所でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。その他にございませんか。

まず、基本的なことで、農業委員は、農地法を守るという委員であります。農地法の他に農業地域の整備に関する法律も農業委員が順守すべき法律であります。

基本的に、青地や白地だと言っておられますけれども、青地というのは、農振農用地といいまして、農業地域整備に関する法律の中で定められているところでございます。

皆様方が委員になられた時に、薄い冊子を貰っていただいたと思います。農業委員が守るべきことは、農地法、農振法、これを守って優良農地を守っていくということと合わせて、遊休農地をなくしていく事が農業委員の責務であり、農業委員会の責務でもあります。

そうした中で、農振農用地に含めるべき土地というのが、農振法の中で定められております。農地法には、農振農用地域は守るべきだとあります。大前提としまして、農振農用地域に含めるべき土地というのが定められております。それは、先ほどからいろんな話がありますけれども、10ha以上の一団地以上という要件の中で、一つが土地改良法に定める基盤整備、施設整備、要するに圃場事業を実施した地域につきましては、8年未満の土地は含めるべきである。要するに外してはいけませんとなっています。

冒頭で廣部委員長が意見で言われた中の話ですけれども、皆様方も新聞報道でご存知のように、今回、長浜市の加田町地先が隣の米原市長沢地区と含めまして、県が湖北地域と湖南地域に、県市町連携による産業団地の開発事業を募集して、そこで、県と市との2者が補助事業を出して造成して、現在の工業でなく、未来型工業を誘致していこうというような中で、手を上げられたところが加田町です。加田町につきましては、南部土地改良区

の地域にあります。ここが、南部土地改良の事業をされて、現在6年か7年だと思います。ですから、県は農振農用地の除外を今の法律の中ではできませんということで、まず、担当部局から除外申請の採択をされました。これはご存じのように、市長におかれては、一大決心をして、誘致をしようということで県に対して申請したので、今後とも、丁寧に説明をし、採択をしていただく方向で協議していきたいとおっしゃっていますが、県の三日月知事は、法律に反してまで採択することはないと明言されました。法律で定められている要件を、除外することは難しいと考えるのが、知事の考えです。

そういうことからいくと、新庄中町も姉川左岸土地改良区の中にあり、ここも事業実施が8年未満になっており、これらを含めると、今回の案件として、この二つの箇所については、私達がOKを出すのはなかなか難しい。とは言っても、一つは、県に対して今後も、申請を続けて協議を続けていこうという話をしておられるのに、明確にNOというのなかなか難しいと考えます。もう一つ、この新庄中町については、事業の8年未満と含めて認めると、虫食い状態で開発されていくのではないかと。周りも全部住宅地になっておりますので、今後も住宅地が増えていくと考えます。虫食い状態で開発されていくと、道路やいろんなところに支障がでるのではないかと考えるところです。

そういうことも含めると、やはり、このような大規模な住宅地に囲まれたところの除外については、都市計画法に定める計画を、農業部局と都市計画課と連携しながら、上程するべきではないかと考えます。

そういうことでいいますと、この地域の除外、地図上での除外については、明確な答えを出すのは難しいと考えております。

会長としてではなく委員個人として質問させていただいてよろしいですか。

この整備計画について、文言的に聞きたいことがあります。

まず、整備計画の2ページに、中山間地域について以下の決定、獣害や経営圧迫や農業離れが拡大しているということで、将来の地域農業を守るためにということですけれども、生産体制の維持に向けた具体的方策が、こういうところで危惧しなくていいのですかというところが一つ。

それから、8ページで（オ）E地区（湖北地域）で、E地区は高時川より西へ琵琶湖岸に展開するという記述がありますけれども、東の方への記述がありません。そこでも獣害は発生していますので、鳥獣対策の記述をE地区、湖北地域でもと記載をしていただければありがたいと思います。

これは、湖北地域の改選前の委員さんも、湖北の山間地域については獣害が酷いので対策をしていただきたい。という発言を度々されておられましたので、その辺のところも含めて、獣害対策の記述をいただければありがたいと思います。

次に、17ページですけれども、第4で農業経営の規模の拡大という記述があります。1. 農業経営の規模の拡大で、（1）効率的かつ農地の集積規模拡大と記述されておりますが、効率的な営農は、農地の集約という文言も必要ではないかなと考えます。集積は、長浜市とし

てある程度進んできましたが、集積だけでなく、農業経営の持続、後継者を育成していくためには、大規模農家に集約が必要ではないかと考えますので、農地の集約という文言も、この整備計画に記述をしていただければ、私たち委員としても、農地の集約化に向けての取り組みが励みになり、そのように進めていけると考えますので、その辺の記述もお願いできたらありがたいと思います。

次に、23ページの第6の1で農村の女性農業者の育成を図るところがあります。長浜市では、女性農業者の団体が4年前に発足しております。次のページに、ながはまアグリネットワークという記述はしていただいておりますけれども、第6、1の大項目のところでも、女性農業者の団体を中心とするとか、そのような記述をいただけると、ながはまアグリネットワークの今後の活動も、活性化するのではないかなと思いますので、その辺も考慮をいただきたいと思います。

私的には、以上の整備計画の文言等について、要望を申しあげさせていただきます。

(農業振興課)

ありがとうございました。

まず1点目の獣害対策の記述でございますが、今ほどおっしゃっていただいたところ以外にも、地域によっては集落のアンケートをもとに、獣害に悩まされているところについては、特に記述を強く書いているところもありましたが、湖北のエリアにおいても、そういったご意見があるということになりますと、しっかり対策の方向性を示している整備計画の中にしっかり組み込んで、農業の振興とあわせて獣害対策も行っていくように、記述の方を見直したいと思っております。

2点目の、17ページ目のところのご指摘でございますが、長浜市は、この集積の率につきましては、滋賀県の平均も上回っており、約8割とかなり進んで進捗が芳しいものになっています。ただ、集積のみならず、集約化を目指していかなければ、営農の効率化なり、担い手さんの農業のやり方も工夫していけない時代になっておりますので、ここに関しましても、17ページ以外にも、そういった集積、集約というところを、しっかり長浜市の計画として位置づけができるように、もう一度全体を見直しさせていただきたいと思っております。最後の女性の活動のことに関しましても、私ども農業振興課の他の係で農業委員会さんとも連携しながら、しっかり取り組ませていただいておりますので、長浜らしさの出る農業振興の取り組みの一つの事例でございますので、全体をしっかりブラッシュアップしまして、見直しの方を進めてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

(会長)

よろしくお願いします。

はい。角田委員。

(32番 角田委員)

私は、以前も除外地について、集落の周辺は何とかならないかという話を申しあげております。

なぜかという、昭和55年に圃場整備ができて、順次出来てきた中で、その時は水稲・田んぼが欲しいということで、集落の極端に言うとは軒下まで圃場整備をし、圃場整備したところ全て青地ということです。その後、40年以上経っていますが、集落の周辺に家を建てたいといったことが、青地だからということで話を聞いてもらえない、集落の周辺で家を建てようとしても建てられないので、その集落に若い方がいなくなり高齢化になり人口が減る一方です。ところが、高月町宇根という所に北陸自動車道が通りました。そうしたことからは、ここは白地でいくと地域で決めました。その後、次々と新築を建てられて、集落が3倍ぐらいになりました。そういうことを考えますと、100m以内は全て白地に出来ないのであれば、集落周辺で希望があり、青地の場合は話を聞いて、除外も可能ということがあってほしいと思います。すぐに断るのではなく、なんとか相談にのってあげてほしいと思うところです。

(会長)

はい。吉川委員。

(20番 吉川委員)

先ほど会長が言われた、農業委員としての基本的な考え方としては、私も全く会長に同感です。

そうした中で、姉川左岸の区域とか長浜南部の加田町地先の今回の見直しに関連して、先ほど聞き逃したのかもしれませんが、高時川と姉川の合流の所の落合町地先なんかも、私10年くらい前に土地改良法を使って、区画整理をしたところではないかと思います。というのは、地元が畑としてきちんと整備をして、畑作に力を入れたいということでされたところだと思います。これは畑ですから、改良区には区域外かもしれませんが、土地改良法を使って、区画整理をされたところではないかなと思います。それだけ力を入れて、畑というか区画整理をしたのに、地区除外が地元から出ているということが、私は理解ができません。

もう1点、姉川の堤外民地ですが、姉川左岸の堤外民地で作物を作っておられるところが、ゲリラ豪雨等で度々浸水してしまうような状態で、河川計画もあって、近年、県の方が下流の方から買収されています。その堤外民地で、畑作に力を入れておられた方が、買収されてしまったので、他に模索しながら出られますが、畑作を頑張ってやっておられる方が多いと思います。それに、この落合町は、区画整理までしてきちんとしてきたのに、何故、地区除外といわれるのかと疑問に思います。土地改良したところや、優良農地として守るところはきちんと守っていくという長浜市のスタンスで取り組みたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。

農業振興課お願いします。

(農業振興課)

まず、角田委員からのご質問に対してなんですが、私どもの立場は農用地の保全というのが第一義的にございます。ただ、冒頭で私どもの説明で申しあげました通り、農村の振興とか街づくりの観点で、長浜市内の農地の大変強い規制がかかっている現状もよくわかっています。ただ、過去に土地改良事業が施行されている区域につきましては、しっかり振興する場所として、ゾーニングをしていくということには変わりありませんが、前回の10年前の合併後に初めて行いました全体見直しでも、現在の基礎を作った農用地の青地の区域を見直す際に、かなり広い範囲を各集落さんに説明会をしながら、集落から染み出していった、他の農業以外の用途に転用ができるような土地について、かなり増やしている経過がございましたので、今回、皆様方に提示させていただいたところについては、そこを青地に戻すということは考えていなくて、そこから、さらに広げようという積極的な考え方も維持をしたいという関連で、そういった部分は広く除外をするということでは計画案を作っていません。ただ、私どもも集落の活気とか、いろんな農村のコミュニティが、これからもしっかり醸成されて維持させていくためには、子どもさんたちが帰ってくるとか、いろんな活動をされるための敷地がどうしても集落の程近いところになければならないという事情もよくわかっておりますので、今回の計画の中で、各集落単位で大きな除外をしたい場所については個別に県としっかり協議をしながら、家建てをされたいという方のお申し出があったときには、その都度、場所が適切かどうかとか、農振の制度上問題ないかということを経と協議しながら、個別の対応で農地の転用は可能だと思っております。以前は県がいろんな許認可の権限を持っておられましたが、今は長浜市がその区域の設定もしながら、そこを解除するための手続きをしっかりとやっていますので、そういった事情もしっかり踏まえた中で、その集落にとって必要な農転に繋がるような土地の利用でありましたら、青地は青地でその部分を除くことはできませんけれども、農振の除外を含め個別にしっかりと見定めをしながら、自治会のこれからの取り組みや、生活されている方々のご支援に繋がるようなことに、私どもも確認ができましたら農振除外は都度やっておりますので、そういったことで対応させていただきたいと思っております。

また、吉川委員からご指摘のありました2件のことにつきましても、過去の土地改良事業を入れてまで畑作を推進されてこられた地区から、地元からそのようなご要望があったと説明いたしましたけれど、もう一度そうした経過も踏まえて、地元と協議をさせていただいて、本当にそのような判断で良いかどうかというのは、詰めていこうと考えております。

ありがとうございます。

(会長)

はい。どうぞ。

(32番 角田委員)

ありがとうございます。

検討するということですので、青地の田の相談に行った時に、職員の方が相談を全く取り合わずはねつけるというようなことは、今後はないようにしてもらいたいと思います。

(農業振興課)

一番大事なのは、長浜市が青地の設定をさせていただいていますので、そこは責任を持って保全管理をしていきますし、農振の除外が適切かどうか見定めをしっかりと、対応してまいりたいと思います。

よろしくお願いします。

(32番 角田委員)

よろしくお願いします。

(会長)

よろしいですか。

(32番 角田委員)

はい。

(会長)

はい。その他ありますか。

はい。北川委員、その後、中川委員、お願いします。

(13番 北川委員)

教えていただきたいのですが、青地と白地で固定資産税の違いはありますか。

何故かといいますと、担当地区内で、その場所が自治会で要望されたのはわかりませんが、今回、除外で上がっているところがあります。

実際は、地主さんはお隣の町の人で、その地主さんとお話したときに、自分は申請していないと言っておられました。

申請していなくても、固定資産税が変わらないのであれば、白地になった方がいいということでしたので伺いました。

よろしくお願いします。

(農業振興課)

税務課の方に確認をさせていただきますが、相続のときに、相続税の税率が若干青字の区域だと税率は低いということはありますし、農業用の施設であるかどうかでも固定資産税の税率は変わることは知っていましたが、農地の状態で、青地・白地で税率が違うのかは、確認させてもらってから事務局を通じてご回答させていただきます。

具体的に、どこら辺の農地のことですか。

(13番 北川委員)

146番の真ん中辺の小さい三角の赤いところです。

(農業振興課)

ここは地元のご要望ということではなく、現況が農業を振興する場所に適さないということで判断して、過去にどのように管理されてきたのかを調べましたが、農地として使っていらない経過と、今後に向けても、農地を再生されるような取り組みを期待できない場所だったので、農業振興課として、ふさわしくない土地ということで除外したまでですが、もし、差し支えがあるようでしたら元に戻すことも踏まえて、検討してまいりたいと思います。

先ほどのご質問は、事務局を通じて回答させていただこうと思います。

(会長)

はい、中川委員お願いします。

(6番 中川委員)

先ほどから、各地域でいろいろと事情があり、会長が言われたように一概にこうだと言うのはなかなか難しいと思います。

確認したいのは、農振変更について農業委員会に意見打診がありますが、これは、手続き上どういう位置づけですか。

(農業振興課)

法律で関係課へ意見を求めるということが必要でしたので、それに基づいて行っている手続きです。

(6番 中川委員)

必ず何らかの意思表示をしないといけないということですね。

(農業振興課)

意思表示といえますか、法的な根拠がなく除外を予定する事案を含む計画案になっておりますので、もう一度、本日出されましたご意見・ご指摘とあわせて、関係する機関から、現時点で回答をいただいていないところもありますので、そういったところを総合的に取りまとめをいたしまして、再度、農業委員の皆様方に変更案の修正箇所を提示した上で、もう一度、お諮りさせていただこうと思っております。

(6番 中川委員)

もう1回、修正といえますか、見直しをされるということですが、令和6年度で、見直しをかけるということですが、長浜市として、農振変更についての最終期限はいつですか。

(農業振興課)

11月の総会の時にご説明させていただいたスケジュールでは、3月末を目指していましたが、関係機関との協議が長期化することになり、さらに、全てのご指摘なりご意見を、法的にも含めて、地元調整も含めて、しっかり整った状態の案を、もう一度、市民の方や関係機関の皆さんの了承を経て初めて、そういった確定ができるという手続きになりますので、今、そういった意見照会であったり、計画案の縦覧を行ったりしていますが、2度していく予定に変更させていただきますので、リミットというところは、年度末を目指していましたが、4月を超えてから2回目の縦覧公告も予定することになり、6月中に完成する見込みで変更することになりましたので、それまでに農業委員の皆様方を初め、関係機関の皆様からのご指摘、ご意見をしっかり整えて、再度、お諮りしたいと考えております。

(会長)

はい、よろしいですか。

(6番 中川委員)

はい。

(会長)

皆様方のご意見を多々いただき、ありがとうございます。

基本的には、市の農業振興課部局の方も、年度末を目標としていましたが、少し期限が伸びる可能性もあるというお話であります。今回、私どもとしましても、基本的には、今回の農業委員会の意見照会について、回答をするということになるのですが、土地利用計画以外で言うと、計画分については、私が要望を述べたところでありますけれども、それらも含めて、農業振興課として、今後、検討するということですが、土地利用計画図以外については、そんなに異論がなかろうかと考えます。皆様方も、計画図についての意見

は、多々出していただきましたけれども、計画文についての意見はなかったように思います。土地利用計画図につきましては、先ほど言いましたように、農業振興課からお話がありましたように、一つ、二つの地域の、土地改良の事業経過区分が満了していないところについては、基本的には農業地域の整備に関する法律と、農地法に適合していないということもありますので、私どもが先程言いましたように、農業委員会として適否を出すことが難しいと考えます。

回答といたしましては、今回、土地利用計画に関して法的要件を満たしていない箇所については、回答するのが困難であると考えます。そのことを含めて、回答文について法令の趣旨として、おおむね整備計画案は妥当と考えますが、土地利用計画図の中で、農振法、農地法に適合していないところについては、回答が難しいと回答をしていきたいと考えます。それについて、皆様方、よろしいでしょうか。

はい、廣部委員。

(29番 廣部委員)

先程、案件がいくつかありましたけど、これはなぜ、農業振興関係から青地から白地に変えて、開発しやすくしていこうというアクションを起こすのかが少し疑問です。

都市計画課が都市計画区域の見直しをしたいから、青地から白地に変更したいのですがどうでしょうかというようなことが、都市計画課の方からあってもいいのではないかと思います。

特に、都市計画区域隣接の新庄中町です。東・南・西、北側だけ除いてずっと都市計画区域のエリアで、くぼ地のように青地になっています。相撲町も水稻を作られていなくて、おおむね畑の団地で市街化区域が隣接しています。

そういうところで、ここは将来的に住宅地で工業地用地ではないとわかるのに、なぜ、農業振興関係からアクションを起こしているのか疑問に思っておりますが、どうでしょうか。

(農業振興課)

ありがとうございます。

地元のご要望というのは、動機付けにはなっていますが、過去からそういった土地利用の方向性といいますか、地元の要望も今回の基礎調査のみならず、いろんなところでご要望を受けていた地区ではあります。ただ、市役所で、そういったことを考えていく都市計画部門から申し入れがあったわけでありませんが、こちらとしまして、農業の振興する場所としては、将来10年にわたりこれを維持していくか、この観点に当たっては、新庄中町で営農されている方からも、周りの住宅に配慮しながら営農されている実態もよく聞いておりましたし、10haというのがある程度の基準にはなりますが、集団性とか、分断されていることによって集団性が低い場所ではありますので、そういったところを、地元要望を

踏まえて見直したいということは、確かにこちらが考えるところであります。

相撲町に関しましては、土地改良の事業の8年の未経過・経過というところからいうと、8年が経過して事業が入っていない場所ということは確認しておりまして、里道、水路も整えられていない畑寄せ地になっているところもありますし、相撲町自体は、集落の中で村作り委員会みたいなところで、この跡地利用についてもかなり踏み込んでお考えいただいているところもございましたので、そうした農業の振興する適地ではないというような観点で、赤く表示して除外を試みようと思っておりました。ただ、今回の法的な根拠で除外ができないところにつきましては、もう一度しっかり整えて、再度、農業委員の皆様方にお諮りしたいと思いますが、この全体見直しに関しましては、法律で定められた見直しになります。おおむね5年程度で基礎調査というものを行って、全体見直しを5年でやるなら5年で行なっていったらいいのですけれども、今回、広く意見を聴取させていただいているところを、しっかり次回の全体の見直しにも繋げていきたいという思いで、当課としての意思表示をさせていただいているというところで、ご理解をいただきたいと思っております。

決して開発を誘導したいとかそういった意図ではなく、さまざまな方々の見地で、寄せられた意見等を取りまとめた中で、農業を振興する場所としてどうかというところを踏まえて、今回の原案を作っておりますので、今回の見直しでは、例えば土地改良事業の関係で、今は法的に除外する根拠がありません。しかし、それがもとで、今後、土地改良区さんなり、地元としっかり調整する中で、未来に向けていろいろな調整ができましたら、それを基礎にしながら、今後の地域の発展を願って、農政部門は農政部門で動いていきたいというところを考えての原案となっております。

(29番 廣部委員)

ありがとうございます。

都市計画課から自治会に対して、こちらの青地のところを都市計画区域に編入しませんかという打診を受けたことがありましたので、疑問に思い伺いました。

以上です。

(会長)

廣部委員の疑問はそのとおりだと思います。

基本的に開発していこうと思ったら、開発部局の方から農業部局に声がかかり、この地域はどうでしょうかという話があるべきだと思います。

基本的に、農業振興課からの話が、5年・10年に一度の見直しのために、意向調査等も実施し、各自治会にも意見照会もしていただきました。確か前の時にも、現在、各自治会に意見照会中というような説明を受けたと思います。

そういうことも含めて、今回、上程されていますが、先ほど言いましたように、法的に

クリアできない部分が地図には含まれていますので、今回の諮問について、農業委員会が回答をし、そのことに関して、再度、検討したいという話でございますので、先ほど言いましたように、特定の地域については、農業委員会側も難しいという回答をさせていただきたいと思います。その事に関しての回答は、事務局と相談しながら、皆様方にSide Booksでお知らせをいたしますけれども、ひとまずそういう趣旨で皆様方のご賛同をいただきたいと思います。

土地利用計画以外の部分については、農業委員会として、特段の反対意見はないです。ただし、要望はあります。しかしながら、土地利用計画については、法的にクリアをするという部分は、含まれていないので、可否を判断するのは難しいと考えます。そういう意向の回答をさせていただきたいと思います。

そのことについて、賛成をいただける方の採決をいたしたいと思います。

今の私の方向で賛成を得られる方、挙手をお願いします。

(会長)

はい。ありがとうございます。

本委員会としての見解を示すことは困難である、という趣旨で回答をさせていただきます。

詳細につきましては、事務局と打ち合わせした後、回答する文書についてお知らせいたします。

農業振興課の方には、無条件で賛成するということは難しいですけれども、農業委員会として難しいところをご理解いただいて、本日はそれらを含めて、担当部局として、再度ご検討いただければありがたいと考えるところでございます。

農業振興課の担当の皆さん、大変ありがとうございました。

(農業振興課)

ありがとうございました。

承知いたしました。しっかり整えまして、改めて皆様にお諮りしたいと思います。

本日は慎重なるご審議ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

以上で本日の議案審議は終了します。

午後4時30分閉会